

第 8 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

議事（要旨）

日時：平成20年9月2日（火）

14：00～16：04

場所：倉敷駅周辺第二土地区画整理地区内

オープンハウス会議室

第 8 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

平成20年9月2(火)

14:00~16:04

於 倉敷駅周辺第二土地区画整理地区内
オープンハウス会議室

【出席者】

委員 ; 守谷会長、陶浪副会長、小野委員、(有)津島、鈴木委員、
ジエム(有)、土倉委員、小林委員、(有)三和硝子工業所
(欠員:1名)

事務局 ; 中田部長、吉川次長、受川所長、岡野次長、佐伯課長主幹、
片山課長主幹、河田課長主幹、古城主幹、小玉主幹、山本主幹、
光枝主任、塚本技師

傍聴者 ; 16名

【審議会会議内容】

- 1 開 会
- 2 会議の成立宣言
- 3 開会挨拶
- 4 署名委員の指名
- 5 報告事項(1) 「平成20年8月付人事異動の報告」
(2) 「評価員の変更報告」
(3) 「第7回審議会議事録の内容について」
(4) 「土地評価基準について」
- 6 説明事項 「換地設計基準(案)について」
- 7 その他
- 8 閉 会

【議事】

(会長 委員 事務局)

1 : 開 会

2 会議の成立宣言

: 本日の会議の出席者は9名でございますので、土地区画整理法第62条第3項の規定によりまして、会議は成立いたしますことを報告いたします。

3 : 開 会 挨拶

4 署名委員の指名

: 本日の審議会議事録の署名委員でございますが、倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程に基づき、本日の署名委員として小林委員と有限会社三和硝子工業所竹原委員にお願いをいたします。

次に、本日の審議会の公開、非公開についてでございますが、本日の審議会は報告事項といたしまして、「平成20年8月付人事異動の報告」、「評価員の変更報告」、「第7回審議会議事録の内容について」、「土地評価基準について」と、説明事項といたしまして、「換地設計基準(案)」についてでございます。

前回の審議会におきまして、審議会終了時に委員の皆様にお諮りしておりますように、公開とさせていただきたいと思っております。

5 報告事項(1) 「平成20年8月付人事異動の報告」

: 転出者といたしまして、都心整備部副参事の室山隆志が建設局参事兼用地室長へ、また転入といたしまして、総合政策局企画財政部財政課課長主幹の河田巧が当事務所へ課長主幹として転入いたしました。職員は1名の入れ換わりでございますので、13名で人数については、変更はございません。

報告事項(2) 「評価員の変更報告」

: この件に関しまして事務局より報告をお願いいたします。

: 資料の3ページをごらんください。

それでは、土地区画整理評価員の変更についてご報告いたします。

今回の変更につきましては、倉敷税務署長より推薦をいただいております平田精宏、総括国税調査官が退職されたものでございまして、その後任として広瀬信也、総括国税調査官が新たに倉敷税務署長より推薦をいただいたものでございます。

また、この変更につきましては、従来倉敷税務署長の推薦ということになっておりますので、本来なら個人の変更であれば諮問にかかるわけでございますが、当初に倉敷税務署長より推薦いただいた方ということになっておりますので、氏名の変更のみを紹介させていただきます、ご報告とさせていただきます。

： この件につきましてご質問がございますでしょうか。

： どうぞ、 委員。

： 今回の事務局の話では、機関署員ということに理解ができるような話だったのですけれども、先ほどの説明の中でも、個人として承認を受けるべきところを機関職員としての承認を得ておりますと、こういうことなのですが、ここにおられる審議委員の皆さんもそのように理解されていますか。私は根本的にそのようには理解できていないのです。いわゆる個人の能力なり資格なり経歴なり、そういったものを加味して適否を判断すべきものだと思っておりますので、例えば倉敷の警察署の職員であればいいとか、税務署の職員であればいいとか、県庁の職員であればいいとか、というようなことでは、いわゆる審議そのものが成り立たないと思います。私自身とすれば、個人で出すべきものを機関決定とされているような認識はおかしいと思います。他の審議委員の皆さんは、どう思われていますか。私は騙されているのではないかと考えています。

簡単に言えば、税務署の職員であれば、どんな人でもいいということになります。そんなことではないと思いますが。

： 事務局、今の発言に対して何かございますか。

： 平成19年12月3日の第2回審議会において諮問させていただいております。このときの説明と、諮問書、答申書等につきましても、氏名の欄には倉敷税務署長推薦者ということになっており、備考欄に平田精宏というように記入もしております。その他の小野評価員、目崎評価員につきましては個人の名前を記させていただいております。

説明が少し足りない部分があったかもわかりませんが、倉敷税務署の推薦者ということで諮問をしております。

： いいですか。

： どうぞ、 委員。

： 今回の説明の中でも言葉が足りなかったというように言われましたが、足りなかったということは、きちんと説明がなかったということです。だからそのことに関して、ここに今おられる審議会委員が、どのような認識があって承認されていたのかどうかを確認してください、ということをお願いしているのです。これは議長が確認すべきものだろうと、私は理解しています。

： わかりました。

： 議事録を見せてください。

： (第3回審議会資料)5ページの下から4行目のところ。

- : 会長は資料を持たれていますか。
- : 全て持っています。
- : 確認できませんか。お手元の資料の議事録（第3回審議会資料）5ページと書いてあるところの下から4行目のところなのですが、「評価員の選任について」の中の後ろの方、3人の方の名前が書いてあるのですが、倉敷税務署推薦者「ヒラタセイコウ」と読むのでしょうか、「以上でございます。」ということで、「評価員3名の経歴を説明」「評価員の役割を説明」という議事録（第3回審議会資料）になっています。倉敷税務署推薦者ということで、機関の職員ならば誰でもいいというのであれば、この3名の経歴の説明をする必要はなかったわけで、我々は説明があったから個人としての平田精宏さんと理解しているわけなのです。本来そのように理解できるので、変更という形での報告ではなく、改めて評価員を選び、変更になるから諮問するという形で議題にも上げるべきものだと思っています。
- : 委員が言われることはよくわかりました。
- : それならば、このことを議論して時間をかけるよりも、改めて選任したら良いのではないですか。改めて選任提案していただいて、採決をすれば良いと思います。
- : 事務局どうですか。改めて次回に提案してもらえますか。
- : ご指摘の趣旨のように、改めて諮問をさせていただくということでよろしくお願ひします。今回は少し間に合いませんので、次回に諮問書を提出させていただくということでよろしくお願ひいたします。
- : 結論として、そういうことでよろしいですか。
- : 了解しました。

報告事項（3） 「第7回審議会議事録の内容について」

- : この件に関しまして、事務局より報告をお願いいたします。
- : 審議会資料の4ページからが議事録となっております。
審議会資料の5ページをごらんください。議事録といたしまして、会議開催の年月日、時間、場所、出席者、欠席人数、審議会会議内容を取りまとめることとなっております。次のページ、6ページからが議事録でございますが、審議会の内容といたしましては、審議会会議内容の1及び2の開会から会議の成立方法、3として事務局開会挨拶、4といたしまして審議会の公開、非公開、5といたしまして署名委員の指名、6といたしまして報告事項（1）「第6回審議会の議事録の内容について」をまとめさせて

いただいております。また、11ページから報告事項2、「質疑事項への回答」がございます。また、13ページから第4号議案「特別の宅地に関する措置について」がございます。また、議事録の内容につきましては、時間の制約がございますので省略させていただきます。

なお前回同様に、発言者に関しましては記号による表記のみとさせていただきます。また、署名委員からのご指摘といたしましては、一部誤字とそれから文法上の間違いが何カ所がありましたことをご報告を申し上げます。以上でございます。

： ただ今の報告に関しましてご質問ございますでしょうか。 委員。

： 18ページを見ていただけますか。委員の発言の3番目、「現状追認というのは」、その2行目、「今、委員が言っているのは、地目、地権です。それに対する登録なのですから」。恐らく発言された方は地権というのは土地の権利という意味、それから登録というのは登記の意味だろうと思います。それと今度は21ページ、これの会長外して委員の発言の真ん中辺8行目、「今度は交付税が出てきます」というのがあるので、少し事務局にテープで確認してほしいというように言ったのですが、「このように発言されています。」とのことです。これは恐らく固定資産税という意味ではなかろうかと思うのです。私が発言したのは、事務局は勝手に直せないで、こういう場合、そのまま載せるということなのか、発言者から特に訂正の申し入れがあれば、訂正というのも意味を変える訂正の申し入れではなく、要するに用語の意味の場合、変更できるのかどうか。ただし、これは前もって議事録署名者だから気が付いたので、議事録署名者でなかったら気が付かないと思うのです。その点について、今日結論出していただかないでいいのですが、議事録について事務局は絶対に直せないと言われる。これは当たり前のお話なのです。明らかに用語の使い方、表現が違う場合、それはそのままでもいいのかどうかについて、皆さんがどう考えられているかという趣旨です。

： どうぞ、 委員。

： この議事録は、どういう形でテープを起すのかわかりませんが、上手く起こしてあると思います。署名委員として誤字指定はしましたけれども、それに関しても要するにテープとおりにいたしますという回答でした。ですから、この議事録に関しましては訂正がきかない。

： 事務局としては直せないです。

： 事務局としてはアウトですから知りません。発言者というのは 記号ですから、どなたが言ったか、私たちにはある程度わかりますけれども、はっきりわからないわけです。だから、この議事録そのものをどのように活用するかということ、附帯議案として私は次に提案したいのです。ただ、公開として議事録が残されていることはいいことです。ただ、それを訂正するのであれば、発言者はわかるわけですから、発言の訂正を、今 委員が言われたようにしてください。そうしないと、署名委員はもうそこに書

いてあることを訂正することもできないですから、その点をご理解いただきたい。今までの委員もそうだったと思うのです。

： 要するにこのままでいくのか、意味を変えるとすることは絶対訂正できませんが、明らかに用語の使い方が勘違いで発言されたような場合、ご本人の申し入れ、若しくはこの委員会で訂正が可能かどうかということです。勘違い程度で、意味の訂正はできません。

： 署名委員として、資料をいただいてチェックはするわけなのですが、テープを聞いても私はわからないと思うのです。だから今言われたように、そのまま書くしかないという気がします。

： 要するに文章を読まれたら、その文章は残っているわけですから、それは聞き違いだろうか、ということはできますけれども、場面というのと場合というのがあるのです。そうすると、場合というのを場面という場合も理解は同じです。ここはどうなのでしょう、という訂正程度しかもう要するにできないですが、それが署名委員としての役割です。それ以上したら、今度は内容になりますから、署名委員の限度を今度は超えると思います。

： はいどうぞ、 委員。

： 皆さん、署名委員としてそういう感じを認識したということだけ報告して、それで将来どうするかは、ゆっくりお考えいただければいいので、今日はこの程度で結構です。事務局は絶対に直せないということだけははっきりしている。

： 改ざんだから。

： はい、当然です。

： それははっきりしています。

： 気をきかせて発言者の趣旨はこうなのではないですか、ということの確認をとるのは、これは当然要ることです。

： そうですね。

： だから、注釈としては良いと思います。

： 私の意見はそこまでです。

： はい、わかりました。それでは、その他に何かありますか。

どうぞ、 委員。

- ： 前回のときに 委員の方から話が出た件なのですけれども、これまでも何度か審議会のときに運営の問題や内容の問題、この内容について確認を求めているのに回答がないとか、いろんな形のやり方等について、議長不信任ということが何度か委員から出たりしています。それをどのように取り扱うかということに関して発言がありました。これは議事録に載せていますか。または、それをどうするかということが今回出されることになっていきますか。一般的には議長不信任というのがあれば、最優先動議ですから、それに対してはセコンド、いわゆるそれに賛成する人がほかにおられますかという形で2ないし3、いわゆる複数の方の意見が出れば、それを動議として審議の対象にすべきだというような一般的な会議法の中では決められています。この場にはそういう規定がないという 委員のご指摘があったのですが、それが議事録に載っておりますか、載っておりませんか。
- ： 7ページの下から2番目の黒丸のところに 委員のご指摘に対して、次回お諮りをさせていただくという議事録の内容がございます。この件につきましては、この後の会議次第7「その他」でご説明、お諮りをさせていただこうというように考えております。
- ： わかりました。「その他」以外のところに項目として上がっていないので、また無視されたのかと思ったわけなのです。以上です。
- ： それでは、ご質問も余りないようでございますので、次に参りたいと思います。

報告事項(4) 「土地評価基準について」

- ： 本件に関しまして事務局より報告をお願いいたします。
- ： この土地評価基準は、土地区画整理法第65条第3項の規定に基づきまして評価員の意見を聞いて決定しなければならないこととなっております。したがって、本審議会にて選任同意いただきました第二土地区画整理事業評価員3名の方と第1回倉敷駅周辺第二土地区画整理事業評価委員会を平成20年1月23日に開催し、その後第2回を平成20年4月15日、第3回を平成20年6月17日に開催してまいりました。その中で、区画整理事業における土地の利用価値をあらゆる評価の基準についてさまざまなご意見をいただき、検討を進め、第3回の評価委員会で評価員の皆様に「土地評価基準(案)」についてご意見をいただき、承認されております。しかしながら、審議会委員の皆様方にもこの「土地評価基準」をご説明する必要があると考えておりますので、本日審議会委員の皆様にご報告をさせていただきます。
- 配付させていただいております資料の内容について説明をさせていただきます。
- 審議会資料の26ページから42ページまで、17枚ございますが、こちらが「土地評価基準」でございます。こちらは評価委員会において説明させていただきました様々な評価に関する基準を一つに取りまとめさせていただき、評価の基準として作成し、冊子としてまとめております。

26ページから33ページまでが各土地評価に関する基準でございます。まず、27ページは第1章総則といたしまして、この土地評価基準の目的及び適用の範囲、用語の定義を記述しております。

次に、路線価の算定といたしまして、28ページでございます。こちらは路線価をつける道路など、また路線価指数の算定を記述しております。路線価がこういったものによつてつけられるのか、またその指数はどのように考えるかなどを記述しております。

次に、第3章画地評価が29ページからでございます。こちらには画地等の指数、画地指数の算定、普通地の計算、角地の計算、正背路線地の計算、三・四方路線地の計算、無道路地の計算、指数の修正、私道等の評価、私道等を含む画地の計算、街区評価、画地の分割等を記述しております。それは、画地が個々に持っている要素の評価に関するもので、標準的な画地に対する比率がどのように定められているかが記述してあります。

次に、第4章その他が33ページでございます。こちらには画地等の評定価額、指数の単位、権利の価額、委任などが記述してあります。

最後に、附則として、第3回評価委員会で承認された日を施行日として、平成20年6月17日とすることを記述しております。

また、34ページから42ページまでがその土地評価基準の別表という形で、各種評価基準の算定数値を表にして取りまとめを行っております。

まず、34ページには、別表1の路線価指数の1、(1)街路係数。35ページには、別記表第1としてtの値及び別記表第2のxの値が記されています。36ページには、同じく路線価指数の(2)接近係数が記されており、37ページには別記表の第3といたしまして、この接近係数に用いるS、R、n、m、それぞれの値が記されています。

また、38ページには、路線価指数の(3)宅地の修正係数が、39ページにはその係数である別記表第4、uの値、別記表第5、P0及びQ0の値、別記表の第6にはYの値、別記表第7には側方加算率、別表第8には背面加算率が記されています。

次に、40ページ及び41ページには、別記表第9の(1)及び(2)の単独奥行逓減率表と修正奥行逓減率表があります。

最後に、42ページになりますが、別記表の第10の間口狭小の修正係数、別記表第11に奥行長大修正係数。別記表の12には水路修正係数、別記表第13には宅地の方向修正係数が記されています。これらが土地評価基準となっております。これら各係数は、社団法人街づくり区画整理協会発行の土地区画整理実務標準の値を参考にしております。

以上が簡単ではございますが土地評価基準についての説明ということで報告をさせていただきます。以上です。

： ありがとうございます。非常に簡略な説明で、皆様方におわかりになったかどうか、この件に関しましてご質問等ありますでしょうか。

どうぞ、 委員。

： まずこの26ページ、土地評価基準の表紙のところなのですが、今日の会議の式次第（開催通知）において、土地評価基準（案）となっておりますが、なぜここに（案）がついてないのですか。もう最終決定事項なのですか。我々審議会が特にそれを承認とする必要はないのですか。

それともう一つ、いろいろと3名の評価員の方から意見が出たということなのですが、どのような意見が出たかというのが示されておられません。県における区画整理の執行に対する意見書でもいろいろあり、反対意見は採択すべきではないということを平気でされたりするので、事務局のほうでは全ての3名の評価員の方の意見というものを示してほしいと思います。

それともう一つ、これだけのことを今見ろと言われても、28日付で通知をいただいたときに、私も資料をもらっています。はっきり言って1週間も時間がないのに検討できない。以上。

： 事務局、答弁をお願いします。

： 済みません。案内文の方が（案）がついて、間違いでございます。訂正させていただきます。

： はい、了解しました。では、その次の質問に対しての答弁をお願いします。どうぞ、 委員。

： 今回の（案）の問題なのですが、先ほども説明があった前回の審議会議事録の説明でも、24ページのところで、上から2行目ですが、そのところに、「次回につきましては今回の第7回審議会議事録の内容の説明と換地設計基準（案）、それから土地評価基準（案）の説明を行う予定です」と書いてありますが。

だから、本来やはり（案）という字はつけるべきではないのですか。

： 私はそう理解しているし、議事録もそうなっているということです。そのようにされるべきだと思います。

： 不勉強なのだけれど、土地区画整理法の評価基準というのはどこ見れば良いですか。

： （土地区画整理）逐条解釈の119ページの第65条です。

： 評価基準としてはないのですか。

評価基準は評価員の意見を聞くということで、施行者が評価基準を作るというように読めるのだけれど、それでいいのですか。

： これは当審議会とは直接関係ない案件になるのですか。

結論は、（案）がついたものが正しいのか、（案）がついてないものが正しいのかということだろうと思うのですが、その辺ははっきりできませんか。

- : (案)が付いてない方が正しいです。
- : ということは、施行者が決めるべき案件になりますか。
- : いいえ、評価員にご意見を伺って、同意を得たということでございます。
- : 同意は得ているのですか。
- : はい。日にちを決定しております。それが施行日の日にちといたしまして、平成20年6月17日ということで資料にも記載しております。
- : では、それでもう決定したということの報告ですか。
- : そうです。ですから、(案)があるのが間違いです。
- : それから、評価員から評価をいただいたというのであれば、そちらの承認書か、何か署名押印されたものがありますか。あればそれを見せていただければ確認ができるのです。
- : 議事録か何かありますか。
- : 承認書という形で普通はあるはずですが。表紙のところに署名捺印を普通はします。
- : 委員、どうぞ。
- : 私も少し遅まきながら私なりの考えを述べさせていただきます。
今堂々めぐりなのですから、いろいろな書類を一読のもとに理解するには、かなりの専門的な知識が要るわけであって、それぞれ専門外のものが、たとえ審議会委員であろうとも、これを軽々しく(案)であるから自分たちで考えるという仕組みのものではないと思います。
だから、おっしゃるようにこれは(案)ではなく、ある一つの基準なのです。ただ、それがどこで、どのように決められたかという経緯はあってもいいと思うのです。だけれど、これは広い意味では法律です。これに基づいて全てが動くのであるという報告がなされているのだ、というように私は解釈しています。
ですから、もし必要があれば、いつでもいいですけど、これに関する論拠をエグメントということなのですから、これは示していただければいいと思うだけであって、そのことでいつまでも時間を潰す必要はないと思います。
- : どうぞ、 委員。

: この土地評価基準ですけれども、目的のところに書いてございますが、これはあくまでも第二土地区画整理事業に対する土地評価の方法であって、この文章を素人なりに読む場合に、参考として、倉敷市が現在までに例えば沖新町や新倉敷駅周辺の土地区画整理事業をされておられると思うので、そのときの土地評価基準というのがそれぞれあると思うのです。それと現在のこの第二土地区画整理事業におけるこの土地評価基準とを素人なりに比較検討したいと思いますので、資料として沖新町なり新倉敷駅周辺のときの土地評価基準というものを資料として提出していただきたいと思います。

この第二土地区画整理事業というのは、石見町の場合は特に既成市街地が主体になっているわけです。その点、前の沖新町や新倉敷駅の場合にはそうではなかったと思うのです。田畑が主体だったと思うのです。だから、その違いが素人なりにわかるように、少なくとも2例の土地区画整理事業を倉敷市がなされたその時点での土地評価基準というものを資料として提出していただきたいと思います。

それから、次の換地設計基準、これは(案)になっていますけれども、これについても先ほど申し上げました沖新町や新倉敷駅周辺の土地区画整理事業のときの換地設計基準というものも資料として出していただきたいと思います。以上です。

: 秘密にすべきものでもありませんから、事務局、当然公開で出していただけるものと思いますが、どうでございますか。

: 所管が違いますので、資料が存在するかどうかというのが今すぐ確認できませんが、存在すれば提出したいと思います。先ほど言われましたように、秘密にすべきものではございませんので、あれば提出いたします。

: それでは、資料提出をお願いします。そのほか何かございますか。

: 「その他」で今度上がってくるという議長の不信任案ですが、その件については「その他」でやるべきですか。

: 議題に上げないというのではなく、「その他」で事務局が特別にそれをしたいということですから、順番はどちらでも一緒ではないですか。

: 事務局がやることではないです。要するに、審議委員でそれをどう諮るかということです。

: ですから、事務局が案を示しますから、それを委員の皆様でご検討いただいて、良い結論を出してくださいというのが事務局の考えでございますから、とりあえず事務局の提案を聞こうではありませんか。よろしいですか。

はい、委員。

: 議長、今はまだ報告事項1、2、3、4の4を行っているわけです。土地評価基準の報告が終わったら説明事項があります、これはまさしく区画整理の根幹にかかわる基準

です。

ですから、 委員「その他」であろうが、こういう一つの流れの中で・・・

： いやいや、議事録の中で、それが無いのが不思議で、討議したかどうかという私の記憶がないから問うたのですけれども、それに対する人事案は、その会議でそれを優先的に諮るべきだろうというのがルールだと思うのです。その前にここに傍聴者も大勢おられるわけですが、それ以前に審議会というものを開くという過程の中で、市はその審議会へ提案事項として出す過程の中の理解ができてないということが、1つには審議委員に課せられた課題があるのです。審議会での協議事項はそれぞれの協議事項ですから、報告に関する審議についての審議事項です。そここのところのみんなの方向をもう一回定めたらどうかということが1点目の提案です。

付けとして要するに委員が欠員になっているのですが、その報告では事業法によれば欠員は1人だから2人以上でないの、会として成立するということですが、要するに地権者との問題というのはこれから起きてくるわけで、その過程が空間になっているのです。

： ですから、地権者とのお話は当然施行者である市が積極的にしなさいということは審議会でも再三申し上げております。審議会がその中に入る権限もないわけですし、それは駄目です。

： いいです、いいです。審議会の中に・・・

： だから、少し待ってください。とりあえず報告を終わらせていただきたい。よろしいですか。

： そのように諮ってください。

： いやいや、前の審議案の不信任ということは、会長の独立権限で諮ろうと、独裁権限で諮ろうということに対する不信任という社会性を持っています。

： 委員、今はまだ報告事項です。この後、説明事項です。説明を聞いた後、大いに議論したらいいのではないのですか。

： その前に、要するに審議会が成立するかの問題です。
この報告は施行者の報告ですから、施行事項を行えば、施行になります。

： 今回の報告事項をここで締めさせていただきたいとは思っているのですが、委員はそうではなく、先に云々という発言があるのですが、締めさせていただいてよろしいですか。皆さんどうですか。

： それが独裁宣言なのです。

- : 私が先ほど質問した分の後半2つの回答がまだないのですけれど、どうなのですか。評価委員の意見等が多々出たというのだから、この意見を示してくださいというのも言ったと思います。それに対して示しますという答えも何も無い。
評価員がいわゆる承認したとかというのであれば、評価員の署名捺印をいただいた承認書みたいなものがあるはずなので、それも示してほしい。この2点を先ほどの質問の中で言ったのですが、その答えをお願いします。
- : まず1点目ですが、法律の中でこういうことがうたわれていないということだったのですけれども、どういう格好で区画整理を進めていくかという基準書、土地区画整理事業実務標準に基づいて今、報告させていただいております。
それともう一点、署名の件ですが、これについては法律の第65条第3項で、意見を聞かなければならないということになっておりますので、諮問等はかけておりませんから、そういう署名はございません。
- : 署名がないとは、市役所として何も物的なものはもらっていないということですか。
- : 意見を聞かなければならないということなので、議論をして意見を聞いています。改めて署名等はとっておりません。
- : では、その意見というのは書類として残ってないのですか。
- : 議事録は残っています。
- : だから、それを教えてほしいと言っているのです。
どうして聞いているのかというと、この区画整理事業は大多数の者が反対しているのに、審議会は逆に推進派が過半数を占めて、意見がきちんと反映していない。だから、私とすれば、きちんとその辺の意見が反映する形、チェック機能が果たせる形でチェックしていることで、それを担保してほしいと私は言っている。わかりますか。
- : どうぞ、 委員。
- : やはりこの議論は堂々めぐりしているだけです。
今日の報告の中でいろいろな数字が出ていますが、これはある基準値、あるいは基準、計算方法というのが示されているだけであって、個々にはそれぞれ条件は違うと思います。これは我々素人がどうひっくり返したてもどうにもならない。やはりある専門性を持った、そういう方たちによって、しっかり検証していかなければいけないと思います。総論的には我々も大いにそういうことについてチェックしなければいけないと思うけれど、細かい点についてまでしていたら10年しても、100年してもどうにもならない問題だと思います。ですから、ある意味では専門家の意見も尊重するというのも大事だと思います。以上です。

: はいどうぞ、 委員。

: この土地評価基準に出ている、土地評価方法というのは、文章を少し読んだところでは、路線価式土地評価法というものののりって評価するということが書いてあるのだと思うのですが、その方法と、それからどの時点を基準として行うのですか、ということをお尋ねしたいのですが。

: 事務局、時点については。

: ご説明いたします。換地設計に入った段階での時点でございます。

: それから、 委員に対しての質問の残りをお願いします。議事録があるのではないですか。

: 評価委員会としましては、第1回から第3回やっておりますので、その議事があります。さまざまな意見が出ておりますので、例といたしまして何点かご紹介いたしますか。

: 全て。

: 全てといたら、どのくらい時間がかかりますか。

: 今日でなくてもいいけれども、基本的にはそういったものを提出すべきだということです。

: はい、わかりました。

: その中にきちんと住民の人たちが納得できたり、おかしいと思えるようなことに対する回答なり、代弁してくれている質問があると思います。それを確認させてほしいということをおっしゃっているのです。要するに、いいかげんなことで今回の区画整理を推進してほしくない、させないという私の決意がある。

: 穏やかに話し合いましょう。

: はい、わかりました。次回のときにどういう質問が出て、市がどういう回答をしたかというのを具体的に簡潔にお示ししますので、よろしくをお願いします。

: それでは、お願いします。ありがとうございました。

6 説明事項 「換地設計基準（案）について」

： それでは、事務局ご説明をお願いいたします。

： この換地設計基準（案）は、当審議会におきまして平成20年4月23日に同意いただきました第2号議案「基礎控除方式について」、同じく平成20年6月23日に同意いただきました第3号議案「付市有地制度について」及び平成20年7月30日に同意いただきました第4号議案「特別な宅地に関する措置について」の3つの案件を含め、一般的に土地区画整理事業における換地設計を行う上での必要な事項を取りまとめ、小冊子にした基準でございます。

審議会の委員皆様には土地区画整理法で定められている諮問が必要な部分につきましては同意いただいておりますが、全体として取りまとめさせていただきました。小冊子の各条文をご説明させていただいておりますので、本日改めてご説明させていただきます。その後、次回の審議会にはこの換地設計基準（案）を是非とも諮問させていただきたいと考えております。

では、配付させていただいております資料の43ページからになります。

審議会資料の43ページから54ページまで、12枚ございますものが換地設計基準（案）でございます。44ページには、1目的、2定義、3従前の宅地が記述されております。1としては、本基準を定める目的が記述されております。2といたしましては、本基準での用語の定義が記述されております。3といたしましては、施行前の宅地の取り扱いとその地積について記述されております。

続きまして、45ページには、4従前の宅地と換地の対応、5換地設計の方式、換地の標準について記述されております。4といたしまして、従前の宅地と換地の対応として、従前の宅地に対して換地をどう対応させて定めるかを記述しております。5といたしましては、換地設計を行う方式が記述されております。6として、45ページから47ページにかけて、換地の位置についての考え方や、46ページには換地の地積の算出式を示しており、従前と従後の土地の評価ができるだけ変わらないように定めることなどが示されております。また、換地の形状などにつきましても、46ページから47ページに記述いたしております。なお、46ページの中ほど、第9の換地の地積の2に記述しておりますのは、第2号議案にて同意いただきました「基礎控除の取り扱いについて」を記述しております。この点は53ページに、別で基礎控除取り扱いの特別措置要領として取りまとめをさせていただいております。これは後ほどご説明をさせていただきます。

次に、47ページには、7といたしまして法に定める特別な宅地に関する措置が記述されております。ここには土地区画整理法としてそれぞれ定められた特別な宅地の取り扱いについて記述されております。ここで、平成20年6月23日に第3号議案として同意いただきました「付市有地制度について」と平成20年7月30日に第4号議案として同意いただきました「特別な宅地に関する措置」、そして土地区画整理法95条6項の取り扱いを法第91条及び法第95条の措置として、それぞれ第12及び第13として記述させていただいております。このうち第3号議案でありました付市有地につきましては、先ほどの基礎控除取り扱いと同様に、最終ページになりますが、54ページ、小宅地取り扱いの特別措置要領としてまとめさせていただいておりますので、こちらのほ

うも後ほどご説明させていただきます。

48ページのほうになりますが、こちらには8といたしまして換地設計の手順、9といたしまして換地設計の決定手続を記述しております。これは換地設計の手順及び換地割り込みの手順を後ろの51ページ及び52ページにフローチャートでまとめさせていただいております。また、9の換地設計の決定手続については、今後の換地設計（案）の供覧及び換地設計の決定についての手順や期限など記述されております。

49ページになるのですが、こちらのほうには10といたしまして換地設計の変更手続が50ページにかけて記述されております。こちらには前の9において換地設計を決定した後に変更を行う場合における手続や手順、対象となる変更内容などが記述されております。50ページには、11といたしまして、その他の必要な事項としてこの基準に定めがない事項についての取り扱いが記されております。

また、附則といたしまして、この基準の施行日を記すこととなっておりますが、さきに申し上げましたように、本日この換地設計基準（案）を説明させていただきまして、次回の審議会にて諮問させていただき、ご同意いただきましたら、その日付以降が本基準の施行日となります。

次に、51ページ、52ページには、先ほど申し上げました換地設計の手順及び換地割り込みの手順をフローチャートにて記述させております。

次に、53ページには先ほどの46ページの第9、換地の地積の次にありました基礎控除の取り扱いについて別で定めているものがございます。こちらには平成20年4月23日の第4回審議会にて同意いただきました基礎控除取り扱いの特別措置要領でございます。こちらのほうで第1といたしまして、この基礎控除取り扱いに当たる要件について規定しております。第2といたしましては、基礎控除取り扱いの方法として地積が250平方メートル以下の場合と250平米を超過した場合における算出式を記述しており、この算出式により基礎控除で取り扱いをした地積の算出を行うことと定めております。

次に、54ページになりますが、47ページまで、法第91条の規定に基づく措置として別に小宅地取り扱いの特別措置について記述しております。こちらには、平成20年6月23日の第6回審議会にて同意いただきました付市有地の取り扱いについての特別措置要領を定めさせていただいております。第1に、この取り扱いの要件について記述をさせていただいております。第2及び第3といたしまして、付市有地の取り扱いの措置方法を記述しております。第4といたしましては、この土地に当てている宅地について記述をしております。

： 簡単な説明でございましたが、これに対しまして質問等ございませんか。

： まだ質問できるほど理解できません。

： それもあろうかと思えます。

どうぞ、 委員。

： 換地設計基準（案）を次回に諮問されると言われるのですが、それは審議会の土地区画

整理法のどの権限に基づくものであるか、それが1点。

それから第2点、区画整理法86条に換地計画の決定及び認可とあるのですが、この換地計画と換地設計基準は明らかに違うと思うのですが、換地設計基準と換地計画との関係はどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

以上、2点を質問いたします。

： 事務局お願いをいたします。

： 換地計画を行うためにまず換地設計を行う。その換地設計をさせていただいたものに関しまして、皆様方に供覧等によって説明をさせていただくということでございます。それが全部済んで事業が完了いたします。新しく土地も再配置された中で最終的に事業が完了する時点にいるのが換地計画でございます。

： 換地設計というのは、どこへ出てきますか。

： 換地計画の中に換地設計というのがございます。

： 例えば87条、前条第1項の換地計画においては国土交通省令で定めるところにより左の各号に掲げる事項を定めなければならない。1として換地設計、2として各筆、換地明細等々あるので、ここに換地設計というのは換地計画においては換地設計を定めなければならないという条項はあります。これはどうも、(土地区画整理法試行)規則の12条に換地設計というのがあるらしいのですが、要するにやはり審議会の議決事項と理解していいわけですか。

： そうでございます。

換地設計に関しまして、市のほうは事業を皆様にスムーズに進めさせていただきたい。その中で事前に換地の供覧をさせていただいて、皆様にその換地というものに関してご理解をいただきたいということでやらせていただいております。

： 換地設計というのも本格的な設計です。

換地設計基準(案)というのは、我々あるいは特に権利者に対して理解を求める基準ですか。

： (案)は、今皆様方に審議会で諮問させていただきます。その諮問で答申がいただければそれに対して(案)がとれるということになります。

： (案)はどちらでもいいのですが、我々が審議することによってどういう結果になるかということを理解しなければいけない。

： それで、(土地区画整理法)施行規定ですか、12条で換地設計という条文があるのはわかりました。

- : 換地設計ではなく、本件の説明は換地設計基準（案）なのです。
- : どうぞ、 委員。
- : これが決まったら、各地権者へ基準案を配布するわけにはいかないのですか。我々は審議するだけで、今の話ですと地権者の理解を求める必要があるのではないかと思うのです。
- : その件につきましては、市のほうも今後、検討させていただきたい、というように考えております。
- : 換地設計の基準案が決まったら、それはもう地権の問題の図面表示になりますので、そうするともう決定事項になります。要するに審議会でどうする云々の問題ではなくなってくるのです。地権者との話し合いができていない、という基準が今までに問題になってきていますが、地権者との話し合いをどこで取り扱っているのか、今は施行者がどうしますということを、審議委員を選出して出ているわけですから。
- : 今まで審議会を順次させていただきました。今、説明させていただいております換地設計基準と今回報告させていただきました土地評価基準と2つを基に、これから換地設計を実施いたします。それによって換地設計ができます。換地設計ができた時点で皆様に供覧をさせていただきます。供覧をしていただいた中で、私はこの件に関しては少し不満がある、ということがあれば、そういうご意見を意見書でその後に提出していただき、皆様個人の方の意見をお聞かせ願うということになっております。
- : 意見書を採用するか採用しないかは、この審議会で決める。
- : だから、それは最終案です。その前の、要するにこの事業が成立するに当たっての説明がまだできていないというのが地権者の判断なのです。だから、その辺のところの対話をどこでとるのかということが残っている。要するに、施行者がこの提案についてよろしく願いますという事業に対して、良いか悪いかを協議して、はいよろしいということで進んでいけば、そのまま進んでしまうのです。最後に残るのは地権者なのです。
- 要するに、都市計画事業の道路設定はどうなるのかというのが皆さん知りたくて仕方がないのです。それで、自分の土地がどこへ行くかということです。自分の土地がそのままそこへ当てられないことがないのが区画整理ですから、自分は必ず動くのですから、動いた場合に自分はどうされるのですかということです。その上に今度はその補償問題のパーセンテージ云々が出てくる場所なのです。
- それを総合的に審議する前の審議案、それをどういう説明で法律云々ということをここで審議している。それを理解できないです。法ではなく、地権者との空間をどこで持つのですかということが一番初めに提案したのです。そこに説得ではなくて納得の方向

で事業を進めてくれということをやったのです。それに対する回答が全然ないままに、要するに今度次の議案になると思います。議長に対する審議の不信任案を出したわけですから、提案したのです。

そういうところの説明を小割にせずに、アウトでこういう段階でどうしますということの説明をあげてください。だから、提案事項というのはあるかもしれないし、我々以前の問題点があるのではないですか。

： はいどうぞ、 委員。

： こういう区画整理事業は施行者が地元とできるだけ接触し、話し合いをするということはもちろん必要です。ただ、この審議会でも話し合いを進めてくださいということを見解することはできても、審議会は諮問された事項が採用するか採用しないかを判断するだけなのです。だから、議長としても事務局に地元の人に話をしてくださいと、十分理解を得てくださいということを行行者に助言することはあったとしても、審議会の議決として話し合いが足りないとかということを決する審議会ではないということです。

： それは少しおかしいのではないですか。

： いや、そうです。

： 要するに話し合いではない。

： それは審議会の機能、権限をいわゆる小さく評価し過ぎている。

： 小さくというのはどういう意味ですか。

： だから、諮問されたことに関しては、それに賛成します、反対しますよというのは、それは誰でも理解できる。それに対して、ここはおかしいから修繕しなさいというような修正権は当然付けられるはずなのです。そこには住民の意見が当然反映される余地があってもいいと思うのです。

： 提案に対する修正意見は、これは少し当たって見ないとわかりません。

： 否決とは意味が違います。否決とは完全否決という場合と、それから修正によって直していく余地があるのだからこれをやったらもっといいですよという場合と完全賛成という場合があると思う。

： 内容によると思うのです。はっきり言えば減歩率を上げるとか下げるとか、ということについて修正する権限は全くありません。計画自体が正しいか正しくないかです。だから、修正にもいろいろなケースがあるわけですが、減歩率というようなことを修正する権限は審議会には全くないです。

- : それは市長に対する直接要望等においてはあと思う。
そうなると、少し席を離させてもらいますけれど、ここに今ちょうど図面があるのですけれども、この中にどのようにAの人、Bの人、Cの人をはめ込んでいくかというような全体の話を行っているわけです。では、これ自体がもう一切修正ができなくて、我々住民が意見も何も言えず、希望も入らないような計画で、これに合わせてやるしかないのです、ということになるのか、住民の意見が入れられる余地がまだあるのかどうか。
それが済んだ後の段階でないと、今日の最後の換地設計基準とか、この前の案の適用そのものができないのではないですか。
- : どうぞ、 委員。
- : その中の都計道路等の大きいものについてはいいかと思えますけれど。
- : 少し 委員が発言しますから、待ってください。
- : 住民の意見が言えるか言えないかということ、市民ですから行政に対して自由に発言できる、これは当然なのです。
ただ、具体的に一つ一つ権利変換になった場合に、意見書が地権者から新倉の場合140何通出たのですが、地権者から意見書が出て、仮にどう考えてもこの権利変換は間違いだというのなら採択になるし、これの権利変換が正しいとすれば不採択になる。だから、住民の意見が言えないのですかということ、言えるのは市民は一人一人行政に対して言う権利があるわけです。ただ、その中でこの審議会としてどの程度のことができるかという問題とはまた話が別だということです。
- : 要するにこの第二区画整理事業に関しての修正を今やっているわけですから、それについての決定事項です。そうすると、その前に要するに都計道という計画、アウトの都計計画はもうできている、ということ的前提にして物事というのは進んでいるわけです。そこに今度は個人の地権者の土地がどこへいきますとなれば、それは当然そこで意見が出てきます。けれども、そのアウト的なものの説明が十分できてないから、いろいろな問題点があるのです。その問題を修正する前の段階をどこで審議したのかということなのです。
その審議ができてないところに、あなたたちが専門的に条例だけ出してみても、この条例案が同意されれば、あなたは人間やめなさいということになるのです。そういうことを私たちは言わなければならない。地権者は皆さん言ったらいいではない。そのことをどうするかを皆さんはどこまで認識しているのですか。決定事項を協議しなさいということでは否採択か採択かということをお問うてきているわけですから。
- : 委員、どうぞ。

： 我々は諮問を受け、それに対して反対なら反対、賛成なら賛成、それを議決する権限しかないわけです。意見書とかはありますが、発言は自由ですが、最終的な意思決定は諮問に対して賛成か反対かしかないわけです。ただ、会長も言われてますし、口を酸っぱくして地元の意見、地元の方とよく話をしなさいということは希望としては言えると思います。ただ、委員会の議決として地元の人々の了解をとりなさいという議決はできないし、また了解がないから審議会は開きませんということも会長は言えない。

： 会長は委員ですから、会長が決めるのは、諮問事項に対してどうするかを会長は諮るわけですから、それを賛成か反対かということで決めるのではなくして、その議決方法が今度の問題では出てくるわけです。

その前に諮問委員から提示された、要するに一番初めに施行者に対して、この審議会を開くに当たっての事業決定、要するに地権者の意見はどこまで聞いているのですか、地権者の意見はどういう反映ですかということは提示されてこないわけです。

もう一つ付けて、私は反対意見者の代表でも何でもありません。個人として審議委員に出てきているわけです。審議委員というのは皆さん個人です。要するに選挙権を持っている。個人でない人もおられるわけですから、そういう人の発言とか審議会の性質まで話を持っていかなければいけないし、それは要するに市の施行に関する大きな問題点ではないですか。それを提示している。審議会は審議会です。だけれど、審議会はそういうものではないところへ進んでいるのではないですか。提案事項がそうではないところへ進んでいるところに問題点があるのですから、それを整理していきましょう。

： 地権者と話を進めてください、これは当然なのです。ただこの場で、先ほど言いましたが、減歩率を変えるとかというような議決をしても、これは意味がないのです。

： 私はそんなことは言っていないです。減歩率云々の問題ではありません。全体の問題というものを言っているのです。

： 諮問された問題について、委員の言われるようにまだ十分住民の意見が聞けてないとしたら、反対されればいいわけです。権利者でないのは会長と私と2人しかいないわけです。あとは全部権利者です。全員反対すれば議決は成立しないわけです。ですから、そういうような・・・

： 審議会は成立しないのではないですか。

： 審議会は出席したら成立します。

： ただそれで、反対なら反対の意思表示をされればいいので、それをはっきり言って話し合いがついてないから審議会の議事は進めてはいけないということにはならない。

： 少し発言させてもらっていいですか。

やはり、この議論も毎回そうですけれども、最後は水かけ論だけなのです。法治国家で

すから、私たちはデモクラシーというものを実現しなければいけないのです。我々の国は、今の政界も無茶苦茶です。こういうことではいけないので、やはり、議論は大いにやっていいのです。いいけれども、議会だって、やはりそこには一つの時間的な限界があるわけです。その中で効率のいい作業もしなければいけない。それから、いい方向へみんなで総意を持って、100人、人がおれば100人みんなそれぞれ違う意見を持っているはず。だけれど、これでは何も進まないのです。大多数の人がやはりこれは賛成だとか、あるいは不賛成だとかというような議決は、そういう意味で非常に重い世界なのです。だから、今この議決の前でも議論は効率よくやりましょう。いろんな意見は黙っていても、皆さんそれぞれ聞いているのです。その結果、議決に結果として出てくるのです。それを尊重する姿勢でなかったら、私は諮問委員であろうと何だろうと、その委員としての資質に欠けると思います。以上です。

: はいどうぞ、 委員。

: 今の意見はもっともには聞こえるのだけれども、もっともではないのです。例えば、今回のこの土地区画整理事業の最初のうったてを見ても、県が事業認可をしたときでも、地権者の同意を得て進めなさい、となっている大前提を無視して今までできています。同意がない。全て事業が完了してしまい、みんながお金を払って全部できてしまうまでは、県が言う住民の同意を得ること、という附帯事項は重く押し掛かっています。それを無視して今までやってきて、審議会の意見も賛成、賛成という結果は出たけれども、住民の意思とは関係のない割合でもって、選ばれている比率の委員がそういった採択を出している。私は基本的には住民の意見を正確に反映しているとは思っていません。そのことをどう思われますか。

: よろしいですか、もう一度発言させていただいて。

今ですね、 委員のおっしゃることを言ったら日本の民主主義、他の国は知りません、独裁国家もありますから、何とも言えませんが、日本の民主主義は潰れます。やはり、みんな責任を持って発言をしましょう。議決をしましょう。

: 私もいろいろ発言しながら、こういうことを言うのはおかしいのだけれど、本日の議題は結局どういうことになるのでしたか。今は換地設計基準(案)と思いますが、議長の方で整理してください。

: はい。それで今、 委員がおっしゃいました県の意見書が付いているということは、私も聞いております。それはたしか都市計画決定のときに付いたものだと聞いておりますが、事業計画決定のときにはそれが付いてないというように聞いております。事務局、県が事業計画決定のときにも住民の意見を聞きなさいというようなことが付いているのか、付いてないのか、付いてないと私は聞いているのですけれど、その辺はどうですか。

: そのご質問に関しましては、以前にも同じご質問があったと聞いております。その時

点で、県の都市計画決定をされる場合に関しまして附帯意見が付されております。今度事業計画、事業認可を得る時点では附帯意見は付されておらないというご説明をさせていただきます。

- ： 市は、その辺の県とのやりとりはあったのですか。ついてないということについて。
- ： この前も書類を見ていただいた中で、平成11年3月16日、岡山県から意見がこういことです、というのが審議会から返っております。その附帯意見を少し読みます。
このたびの岡山県都市計画地方審議会において、倉敷駅周辺第二土地区画整理事業の施行区域が承認されたものの、今後とも倉敷市当局の責任において意見書提出者との話し合いを、速やかに誠意を持って行っていくとともに、事業計画の作成に当たっては地元関係者との同意を得ること、という附帯意見がなされております。
- ： ということは、事業計画を遂行するに当たってですから、根本的には事業計画が進行中であれば、全てのことに對してそのことは係わってくると思います。日本語的に、わかりますか。その次の段階に移ったらそのことを無視していいというようなものではないです。
- ： その質疑に関して無視というのではございませんが、次に、たしか平成14年だったと思いますが、事業認可を得ております。この事業認可を経た時点では附帯意見は付されていません。そういうことでございます。
- ： ですから、附帯意見がついてないから無視してもいいのだということにはもちろんなりませんから。
- ： 私たちもついていないから、もう全て倉敷市が事業を進めればいいのか、というようなことはございません。いろいろ皆様とその後もお話し合いをさせていただきながらご理解を得るよう今後も努めてまいりたいと思います。
- ： 今日、この後の「その他」で提案される議題もあるので、少し換地設計基準（案）の説明を一応終わって、「その他」に移って、事務局が用意している、はっきり言えば議長不信任の場合をどうするか、これについて議論しませんか。
- ： はい。それでは、換地設計基準（案）につきましては、次回に質疑応答をさせていただくということでこの項を終わりたいと思います。

7 その他

： それでは事務局、何か提案があるということで、お願いいたします。

： 「その他」といたしまして、本審議会でご検討いただく項目としまして、前回の動議に関する事項について本日の審議会でご討議していただく資料をお配りしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

審議会においては、審議会の議案は事前にお配りした通知に限られておりまして、審議会の会議規程にも動議に関する明快な記載がございません。それで、会議規程の中の、9条にこの規定に定めるもののほか必要な事項は会長が審議会会議に諮って定めるという条項がございますので、以前から出されております動議の件につきまして一定のルールを定めていただいて、審議会の共通の認識としていただいて、決定した事項を内規として定め、今後の審議について適用していただければと思います。あくまでも今お配りした内容につきましては、事務局が決めたものではございませんので、ある程度たたき台としてこういうことが一般的にやられていることがございますので、これに基づきまして、いろいろ論議をしていただきたいと思います。

少し読ませてもらいます。審議会の審議中、議題にない事項が委員より提案された場合の取り扱いについてということをございまして、審議会の発言は原則として議題以外にわたることができないということになっておりますけれども、審議会の審議中に議題にない事項が委員より提案された場合にどのように扱うか、本審議会の会議規程には明快な規定は明記はされておられません。この事案の取り扱いについて一定のルールを定めて処理する必要があると思います。

一般的には動議として取り扱う方法の案を下記のように示しております。

まず1番目に、動議として取り扱うのは、質疑及び討議の省略または終結の動議について、それから休憩または散会の動議について、それから答申文案に関する動議について、それから議事進行に関する動議ですが、いわゆる先ほどから出ています不信任案については、この議事進行に係る部類に入ろうかと思えます。

それから2番目に、動議を出す場合には、動議の内容、それから理由を明確に説明していただいて、一定の人数の賛成が必要であるということ。

それから3番目に、動議の理由が正当かどうかを協議、審議をしていただいて、それを動議として取り上げるか否かを採決する。

そして4番目に、動議として取り扱うことが可決された場合には、今度は動議の案件を審議した上で採決をしていただく。

それで、動議の提案方法につきましては、通常の場合は口頭もしくは文書ということでございますが、文書ということになりますと、またそこで審議が中断して次の審議会というようなことにもなりますので、口頭で取り扱うことが妥当かどうかというようなことを含めまして、ご協議をいただき、それが決まりましたら、内規として取り扱い、それを今後の会議の運営に生かしていただければというように考えています。

： はいどうぞ、 委員。

： 時間もあと少ししかないので、これを次回に、 委員が言われるように、冒頭でもい

いので、それぞれの意見をもって決めましょう。

ただ、例えば 委員が先ほど少し言われたけれど、議長不信任、議事進行に関する動議が出た場合どうするかということ、2枚目、動議の理由が正当かどうかを討議するのではなく、動議の理由について討議するのです。それで、動議として取り上げるか否かは採決する。そうしたら、どこまでやられるか知らないけれども、普通は動議が採択されれば、採決によって採択されれば交代し、私なら私が向こうへ座って、会長がこっちへ座って、それでそこで議論して、賛成、反対議論して諮る。それで否決されたら、また交代し、元へ戻られるという流れが普通です。

： とにかく次回にきちんと取り扱いましょう。

： それでは、次回に行います。

： だから、次回の議事案に提案載せてください。

： これは議決事項になって・・・

： 議決事項になります。それと附帯して、欠員があると思いますが、その欠員は前回、要するに定数に達しているもので、このままいこうということになっているのですけれども、要するに地元の人意見を出すのでしたら、補欠委員の選挙をされたらどうですか。

： それはまた、これで決めることではなくて。

： そうではないです。

： そうでなくても提案事項に載せて欲しいのです。

： 別に何か市の規定がありますから。ここで決めるのは不信任について同意するかだけです。

： だから、会長に対する提案事項として付けてくださいと言っている。

： 補充するかどうかは、討議規則かなにかにあるので、こちら側の意見を言い、それが正しいとか、どうこうという問題ではないのではないのでしょうか。

： それはまた全然別の話ですから。

： はい、そう思います。

： そういう判断で、事業というものを進めていく方向へもっていくわけですか。

- : とりあえずは、今日配られたのは動議の問題ですから。
- : そうです。一つ前進です。
- : あなたがそうなら、それでいいけれども、そうではないです。だから、そうではないということはそうではない方向でもう一つ諮る。要するに今やっている市の事業案がここにありますが、ということをやしましょう。そこで提案しましょう。
- : いろいろなご意見がありますが、何か立場をもって、グループの意見をもって、というのはいけません。この諮問委員会というのは、あくまでも我々は公の立場です。個人的なことで、グループの代表ではないのです。この事業が、あるいはこの市が、あるいは国が、社会が、どうなるかという大きな問題なのです。みんなそれだけの達見を持って、この場に臨んでほしいと私は思います。
- : それでは、最後になりましたけれども、この動議につきましては、次回の審議会で、冒頭になるかは別として、提案させていただこうと思います。
- : ようするに不信任もらったら、委員として不信任もらったら来ることはできない。ここから先は法の問題だから出るしかない。あなたは弁護士です。そんなことはわかる。出ましょう。
- : どういう意味ですか。
- : そこまでいかない方が良いでしょう。
- : いけば良い、いけば良い、いけば良い。私はそこまでいく。全国歩く、いきましょう。
- : 要は住民の意見が完全に盛られる方向にいけば良いのです。邪魔する勢力は排除する。それだけ。
- : だから、いや、今あなたに人間の問題と言われた。
- : 難しい問題です。

8 閉 会

- : 次回の第9回審議会の開催日程等、事務局よろしくお願いします。
- : 第9回の内容としましては、第8回の議事録の内容と先ほどの動議、それから換地設

計基準（案）の諮問を考えております。また、その後の換地供覧の流れについて勉強会等を考えております。

次回の開催につきましては10月6日の週を考えております。今予定表を回収して日程を調整しておりますので、しばらくお待ちください。

： 次回審議会の内容に個人情報が入っていませんか。

： 入っておりません。

： それでは、今回は個人情報が入ってございませんので、公開にさせていただきたいと思えます。

： 日程が決まりましたので、ご報告いたします。

今回は10月9日木曜日午前10時よりこの場所で行う予定で、よろしくお願ひします。傍聴の皆様には、「だより」等で案内をいたします。また掲示板でも案内をいたします。

： 了解しました。

： 12時までの予定ですか。

： 2時間の予定で考えております。

： それでは、再確認いたしますが、10月9日午前10時から本会場で審議会を開催させていただきます。

以上をもちまして第8回倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会を閉会とさせていただきます。ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

第 8 回


倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会
議事録について


岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議
会会議規程第8条の規程により署名する。

平成20年 9月 2日

岡山県南広域都市計画事業

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会

会 長 宇谷 麗 

委 員 (有)三和硝子工業社
竹原良枝 

委 員 小林 朋 